

(2025年5月26日制定)

個人データ保護基本規程細則

- 日本法に基づく処理 -

第1章 総則

第1条 (目的と構成)

この細則は、日本で施行されている個人情報の保護に関する法律及びその他施行規則等(以下、「関係法令」という。)に基づき、株式会社商船三井及びそのグループ会社(以下「商船三井及び商船三井グループ」という。)が個人情報(第2条で定義されるものをいう。)を適正に処理するために最低限実施すべき事項を定める。

- (2) 本細則は、第3条に規定する状況における個人データの取扱いについて、個人データ保護基本規程(以下、「基本規程」という。)とともに規定する。本細則において、基本規程と異なる内容が規定されている場合は、本細則の定めが基本規程の定めに優先する。
- (3) 本細則は、日本語と英語で定められる。本細則の日本語版と英語版の間に齟齬がある場合には、日本語版の定めが英語版の定めに優先する。

第2条 (定義)

本細則における用語の定義は、次の各号に定めのない限り、基本規程第2条に定めるところによる(疑義を避けるために述べると、本細則において基本規程に定めるところによる旨を規定している場合にも、基本規程に定めるところによる。)

① 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)、及び個人識別符号が含まれるもの

② 個人識別符号

- (a) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて当該特定の個人を識別することができるもの
- (b) 個人に提供される役務の利用または個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、または電磁的方式により記録された各種符号であつて、その利用者等ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、特定の利用者等を識別することができるもののうち、関係法令で定めるもの

③ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして関係法令で定めるものを除く)

- (a) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (b) 電子計算機を用いていなくても、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして関係法令で定めるもの

④ 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

⑤ 保有個人データ

商船三井及び商船三井グループが、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、公益その他の利害が害されるものとして関係法令が定めるもの以外のもの

⑥ 仮名加工情報

関係法令の区分に応じた定めに従い、個人情報に含まれる記述の一部または全ての個人識別符号を削除(復元できない方法で他の記述などに置き換えることを含む)することで、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいう。

⑦ 匿名加工情報

関係法令の区分に応じた定めに従い、個人情報に含まれる記述の一部または全ての個人識別符号を削除(復元できない方法で他の記述などに置き換えることを含む)することで、特定の個人を

識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

⑧ 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

⑨ 要配慮個人情報

データ主体の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他データ主体に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして関係法令で定める記述等が含まれる個人情報

第3条 (適用範囲)

本細則は、商船三井及び商船三井グループが日本で施行されている関係法令に基づき、データ主体の個人データを処理する場合、または商船三井及び商船三井グループが日本に在住するデータ主体の個人情報を処理する場合に適用する。

第2章 個人データ管理体制

第4条 (個人データ管理総責任者及び個人データ管理責任者、作業責任者)

基本規程第4条に定めるところによる。

第5条（個人データ保護責任者（以下、「DPO」という。）の選任）

関係法令において特段の定めがないため、本細則に定める規定もなし。

第6条（データ主体からの要求を処理する窓口の設置）

基本規程第6条に定めるところによる。

第3章 基本的な遵守事項

第7条（基本的遵守事項）

商船三井及び商船三井グループの従業者は、個人情報の処理に当たっては、本細則を遵守しなければならない。

- (2) 商船三井及び商船三井グループの従業者は、本細則が定める法的根拠なく、またはその範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第8条（事業者登録・届出及び代理人の設置）

関係法令において特段の定めがないため、本細則に定める規定もなし。

第9条（リスク評価の実施）

基本規程第9条に定めるところによる。

第10条（情報通知の実施）

個人データ管理責任者は、個人情報を取得する場合及び個人関連

情報を個人データとして取得する場合、基本規程第10条に定めるところによりデータ主体に必要な通知または公表を行う。

- (2) 前項において、以下のいずれかを充足する場合、データ主体に対して情報通知を行う必要はない。

- ① データ主体または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 商船三井及び商船三井グループの権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 日本の政府機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 個人情報の取得状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合

- (3) 本細則第23条第1項第1号に基づき、データ主体からの権利行使に対する対応を行う際に手数料の額を定めた場合は、当該手数料額をデータ主体の知り得る状態（データ主体の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。加えて、外国にある第三者に個人データを開示・移転する場合、別表1の項目の内容に従い、データ主体に通知もしくは公表、またはデータ主体の求めに応じた情報の提供をする。

第11条（個人データ処理の法的根拠）

基本規程第11条に定めるところによる。

第 12 条（センシティブな個人データ処理の法的根拠）

「センシティブな個人データ」を本細則の「要配慮個人情報」と読み替えて、要配慮個人情報の処理について、基本規程第 12 条の定めるところによる。また、この場合、基本規程第 13 条に定めるところにより、データ主体から同意を取得する、または以下のいずれかの個人データ処理根拠を確立しなければならない。

- ① 法令に基づく処理である
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、データ主体の同意を得ることが困難である
 - ③ 日本の政府機関または地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し、商船三井及び商船三井グループが協力する必要がある場合であって、データ主体の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
 - ④ 要配慮個人情報が、データ主体、日本の政府機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている
 - ⑤ その他法令で定められる事項に該当する
- (2) 要配慮個人情報を第三者に開示・提供する場合、原則としてデータ主体から同意を取得する必要がある、本細則第 17 条第 2 項に定めるオプトアウトによる第三者提供は認められない。

第 13 条（データ主体からの同意の取得）

基本規程第 13 条に定めるところによる。

第 14 条（子どもの個人データの処理）

基本規程第 14 条に定めるところによる。なお、16 歳未満のデータ主体を子どもと見なす。

第 15 条（個人データ処理の記録）

基本規程第 15 条に定めるところによる。加えて、以下の第 2 項から第 5 項に定めるところによる。

- (2) 個人データ管理責任者は、個人データを第三者に開示・移転する場合、別表 2 に定める事項の対応を行う。
- (3) 個人データ管理責任者は、個人関連情報を第三者に開示・移転する場合、別表 3 に定める事項の対応を行う。
- (4) 商船三井及び商船三井グループが第三者から個人データの提供を受ける場合、別表 4 に定める事項の対応を行う。
- (5) 商船三井及び商船三井グループが第三者から個人関連情報の提供を受けて、個人データとして取得する場合、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意を得ると共に、別表 5 に定める事項の対応を行う。

第 16 条（安全管理措置の実施）

基本規程第 16 条に定めるところによる。

第 17 条（個人データの第三者への開示・移転）

基本規程第 17 条に定めるところによる。加えて、以下のいずれかの条件を充足する場合（ただし、外国にある第三者への開示・移転の場合には、第 18 条第 1 項のいずれかの要件も充足する場合）、個人データの第三者への開示・移転が認められる。なお、個人データを第三者に開示・移転する場合、別表 1 及び別表 2 に定める事項も参照の上、対応するものとする。

- ① データ主体から同意を取得する。
- ② 当該第三者への開示・移転が委託、事業の承継、共同利用に該当する。なお、共同利用に該当する場合、以下の事項をデータ主体に通知、または、データ主体が容易に知り得る状態に置く。
 - (a) 共同利用する旨
 - (b) 共同利用する個人データの項目
 - (c) 共同利用する者の範囲
 - (d) 共同利用する者の処理目的
 - (e) 共同利用する個人データの管理に責任を有する者の氏名
または名称、及び住所、並びにその代表者の氏名
- ③ 法令に基づく開示・移転である。
- ④ 人の生命、身体また財産の保護のために必要がある場合であつて、データ主体の同意を得ることが困難である。

⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、データ主体の同意を得ることが困難である。

⑥ 国の機関または地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して商船三井及び商船三井グループが協力する必要がある場合であつて、データ主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (2) データ主体の求めに応じて第三者に開示・移転される個人データの開示・移転を停止できる場合（オプトアウトによる開示・移転）、あらかじめ、別表 6 に定める事項をデータ主体に通知またはデータ主体が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、データ主体の同意なく個人データを第三者に開示・移転することができる。
- (3) 個人関連情報を、個人データとして取得する第三者に開示・移転する場合、当該第三者が個人関連情報の開示・移転を受け、かつデータ主体が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該データ主体の同意が得られていることを確認した上で、当該第三者に開示・移転する。

第 18 条（個人データの国際移転）

基本規程第 18 条に定めるところによる。加えて、外国にある第三者に個人データを開示・移転する場合、外国にある第三者への開示・移転を認める旨のデータ主体からの同意を得るものとする。ただし、以下の

いずれかの条件に該当する場合、データ主体からの同意を取得することなく、外国にある第三者に個人データを開示・移転できる。なお、個人データを第三者に開示・移転する場合、別表 1 及び別表 2 に定められる事項も参照の上、対応するものとする。

- ① 移転先が関係法令に定める基準に適合する体制を整備している。
 - ② 移転先が別表 7 に示す個人情報保護委員会が認めた国に所在している。
 - ③ 法令に基づく開示・移転である。
 - ④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、データ主体の同意を得ることが困難である。
 - ⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、データ主体の同意を得ることが困難である。
 - ⑥ 国の機関または地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して商船三井及び商船三井グループが協力する必要がある場合であって、データ主体の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 個人関連情報を、個人データとして取得する外国にある第三者に開示・移転する場合、基本規程第 18 条及び本細則第 17 条に加え、以下の対応を行う。
- ① 本細則第 17 条第 3 項により当該第三者においてデータ主体が識別される個人データとして取得することを認める旨のデータ主体からの同意を得られていることを確認する際、当該第三者が、

あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該データ主体に参考となるべき情報がデータ主体に提供されていることを確認すること。

- ② 当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を実施する。

第 4 章 個人データ処理の委託

第 19 条 (個人データ処理の委託)

基本規程第 19 条に定めるところによる。

第 20 条 (データ処理者としての対応)

基本規程第 20 条に定めるところによる。

第 21 条 (再委託)

基本規程第 21 条に定めるところによる。

第 5 章 データ主体が持つ権利と権利行使への対応

第 22 条 (データ主体が持つ権利)

基本規程第 22 条に定めるデータ主体が持つ権利は、本細則において、以下のものをいう。

- ① 利用目的の通知の求め
- ② 保有個人データの開示の請求

- ③ 保有個人データの内容の訂正、追加または削除の請求
- ④ 保有個人データの利用の停止または消去、第三者への提供の停止の請求
- ⑤ 保有個人データの第三者への開示・移転に関する記録の開示の請求

第 23 条（データ主体の権利行使への対応）

基本規程第 23 条に定めるところによる。加えて、本細則第 6 条に定めるデータ主体からの要求を処理する窓口は、データ主体からの権利行使に対し、以下の対応を行う。

- ① データ主体から利用目的の通知を求められた場合、または個人データの処理に関する情報開示の請求を受けた場合、当該措置の実施に関し、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料を徴収することができる。
- ② 個人データの処理に関する情報開示等の請求等を受け付ける方法を定める場合、当該手続が、事業の性質、個人データの処理状況、情報開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、データ主体に過重な負担を課するものとならないよう配慮する。

第 6 章 インシデント報告

第 24 条（社内への通知要件・項目）

基本規程第 24 条に定めるところによる。

第 25 条（監督機関への通知要件・項目）

基本規程第 25 条に定めるところによる。加えて、委託先における事象も含め、以下のいずれかに該当する事象が発生した場合、データ主体の権利利益を害するおそれ大きいインシデントに該当するものとして、個人情報保護委員会に速やかに、遅くとも 3～5 日以内に速報を報告する。その後、可能な限り速やかに、遅くとも 30 日以内（本項第 3 号の場合には、60 日以内）に、個人情報保護委員会に確報を報告する。報告の際は、当該委員会が指定する報告フォームを利用する。

- ① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある商船三井及び商船三井グループ（当該データ管理者の委託先も含む）に対する行為による個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- ④ 個人データに係るデータ主体の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

第 26 条（データ主体への通知要件・項目）

基本規程第 26 条に定めるところによる。

第 7 章 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

第 27 条（仮名加工情報の取扱い）

仮名加工情報を作成する場合、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして、関係法令及び別表 8 に従い、個人情報を加工する。

第 28 条（匿名加工情報の取扱い）

匿名加工情報を作成する場合、特定の個人を識別すること、及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、関係法令及び別表 9 に従い、個人情報を加工する。

第 8 章 組織及び体制

第 29 条（報告義務及び違反に対する措置）

基本規程第 27 条に定めるところによる。

第 30 条（本細則の適用対象となるグループ会社等への適用）

基本規程第 28 条に定めるところによる。

第 9 章 細則の改廃

第 31 条（細則の改廃）

基本規程第 29 条に定めるところによる。

第 32 条（細則の施行日）

本細則は、2025 年 12 月 1 日から施行する。

附則

【別表 1 外国にある第三者に個人データを開示・移転する場合の通知・公表事項】

本細則第 10 条第 1 項における、外国にある第三者に個人データを開示・移転する場合の情報提供(データ主体の求めに応じた情報の提供を含む)は、以下の通りである。

- ① データ主体から同意を取得することを法的根拠として開示・移転する場合の情報の提供
 - (a) 開示・移転先の外国の名称
 - (b) 適切かつ合理的な方法により得られた、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - (c) 開示・移転先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- ② 個人データの開示・移転先の第三者が関係法令に定める基準に適合する体制を整備していることを法的根拠として開示・移転する場合のデータ主体の求めに応じた情報の提供
 - (a) 開示・移転先の外国の名称
 - (b) 当該第三者による個人情報保護法第 28 条第 1 項に規定する体制の整備の方法
 - (c) 当該第三者が実施する個人情報保護措置の概要
 - (d) 当該第三者による措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

- (e) 上記(c)及び(d)に定められる事項につき、商船三井及び商船三井グループが適切かつ合理的な方法により確認する頻度及び方法
- (f) 当該第三者による措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- (g) 商船三井及び商船三井グループが講ずる国際移転に関する措置の概要

【別表 2 個人データを第三者に開示・移転する場合の対応】

本細則第 15 条第 1 項における、個人データを第三者に開示・移転する場合の個人データ処理の記録についての対応事項は、以下の通りである。

- ① 本細則第 17 条第 1 項に定めるデータ主体からの同意または同条第 2 項に定めるオプトアウトにより個人データの第三者提供をする場合、及び本細則第 18 条第 1 項に定めるデータ主体からの同意により個人データの国際移転をする場合、以下の項目を記録する(ただし、データ主体の同意を得る場合には(b)から(e)、オプトアウトによる場合は(a)から(d)が該当するものとする。)
 - (a) 個人データを開示・移転した年月日
 - (b) 当該第三者の氏名または名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その

旨)

- (c) 個人データによって識別されるデータ主体の氏名、その他の当該データ主体を特定するに足りる事項
- (d) 個人データの項目
- (e) データ主体の同意を得ている旨

② 個人データを第三者に開示・移転した場合の記録は、作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存する。なお、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本号に定める期間より長期の場合には、その規程に従うものとする。

- (a) 契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの開示・移転を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (b) 一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの開示・移転を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- (c) 上記以外の場合：3年

【別表3 個人関連情報を第三者に開示・移転する場合の対応】

本細則第15条第1項における個人関連情報を第三者に開示・移転する場合の個人データ処理の記録についての対応事項は、以下の通りである。

① 個人情報保護委員会規則で定める以下の事項に関して記録す

る。

- (a) 当該個人関連情報を開示・移転した年月日
- (b) データ主体の同意が得られていることを確認した旨、及び外国にある第三者への開示・移転にあつては、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他データ主体に参考となるべき情報の提供が行われていることを確認した旨
- (c) 当該第三者の氏名または名称、及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (d) 当該個人関連情報の項目

② 個人関連情報を第三者に開示・移転した場合の記録は、作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存する。なお、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本号に定める期間より長期の場合には、その規程に従うものとする。

- (a) 契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人関連情報の開示・移転を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (b) 一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人関連情報の開示・移転を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- (c) 上記以外の場合：3年

【別表 4 第三者から個人データの提供を受ける場合の対応】

本細則第 15 条第 3 項における第三者から個人データの提供を受ける場合の対応事項は、以下の通りである。

- ① 以下の項目を確認する。
 - (a) 当該第三者の氏名または名称、及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (b) 当該第三者による個人データの取得の経緯
- ② 商船三井及び商船三井グループが第三者から個人データの提供を受ける場合であって、第三者がデータ主体からその旨の同意を得ている場合、以下の項目を記録する。
 - (a) データ主体の同意を得ている旨
 - (b) 当該第三者の氏名または名称、及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (c) 当該第三者による個人データの取得の経緯
 - (d) 個人データによって識別されるデータ主体の氏名、その他当該データ主体を特定するに足りる事項
 - (e) 個人データの項目
- ③ 商船三井及び商船三井グループがオプトアウトにより、第三者から個人データの提供を受ける場合、前号(b)から(e)に定める事項、及び以下の項目を記録する。
 - (a) 個人データの提供を受けた年月日
 - (b) 個人情報保護委員会により公表されている旨
- ④ 商船三井及び商船三井グループが第三者から個人データの提

供を受ける場合の記録は、作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存する。なお、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本号に定める期間より長期の場合には、その規程に従うものとする。

- (a) 契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (b) 一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (c) 上記以外の場合：3 年

【別表 5 第三者から個人関連情報の提供を受けて、個人データとして取得する場合の対応】

本細則第 15 条第 4 項における第三者から個人関連情報の提供を受けて、個人データとして取得する場合の対応事項は、以下の通りである。

- ① 関係法令に基づく場合を除き、以下の項目を確認する。
 - (a) 当該第三者の氏名または名称、及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (b) 当該第三者による個人データの取得の経緯
- ② 以下の項目を記録する。
 - (a) 第 1 号に定める確認に係る事項、及びその他の個人情報

保護委員会規則で定める事項

- ③ 商船三井及び商船三井グループが第三者から個人データの提供を受ける場合の記録は、作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存する。なお、文書管理規程等その他規程に定める保管期間が本号に定める期間より長期の場合には、その規程に従うものとする。
- (a) 契約書等の代替手段による方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (b) 一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合：最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (c) 上記以外の場合：3年

【別表6 オプトアウトによる開示・移転の際の通知・公表事項】

本細則第17条第2項におけるオプトアウトによる開示・移転の際の通知または公表事項は、以下の通りである。

- ① 商船三井及び商船三井グループの氏名または名称、及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 第三者への開示・移転を処理の目的とすること
- ③ 第三者に開示・移転される個人データの項目
- ④ 第三者に開示・移転される個人データの取得の方法
- ⑤ 第三者への開示・移転の方法

- ⑥ データ主体の求めに応じて、当該データ主体が識別される個人データの第三者への開示・移転を停止すること
- ⑦ データ主体の求めを受け付ける方法
- ⑧ 第三者に開示・移転される個人データの更新の方法
- ⑨ 当該届出に係る個人データの第三者への開示・移転を開始する予定日

【別表7 個人情報保護委員会が認めた国の状況(2024年6月時点)】

本細則第18条第1項第2号における個人情報保護委員会が認めた国とは、以下の通りである。

国	個人情報保護委員会 が認めた国
中国	×
EU/EEA	○
イギリス	○
アメリカ	×
インドネシア	×
オーストラリア	×
インド	×
ブラジル	×
シンガポール	×
タイ	×
香港	×

国	個人情報保護委員会 が認めた国
マレーシア	×
フィリピン	×
ベトナム	×
カンボジア	×
メキシコ	×
ミャンマー	×
台湾	×
UAE	×

【別表 8 仮名加工情報の取扱い】

本細則第 27 条第 1 項における仮名加工情報を取り扱う際の遵守事項は、以下の通りである。

- ① 個人情報である仮名加工情報を取得した場合、その処理の目的を公表する。また、処理の目的の変更を行った場合には、変更後の目的を公表する。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、個人情報である仮名加工情報を取得した場合、及び処理の目的の変更する場合、公表は不要である。
 - (a) 処理の目的を公表することによりデータ主体または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある。
 - (b) 処理の目的を公表することにより商船三井及び商船三井グ

ループの権利または正当な利益を害するおそれがある。

- (c) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して商船三井及び商船三井グループが協力する必要がある場合であって、処理の目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。
 - (d) 取得の状況からみて処理の目的が明らかであると認められる。
- ② 個人情報である仮名加工情報を処理する場合、基本規程第 15 条及び本細則第 15 条に加え、以下の対応を行う。
 - (a) 本細則第 17 条及び第 18 条の定めにかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかの場合については、仮名加工情報である個人データの開示・移転先は第三者には該当しないため、仮名加工情報である個人データを開示・移転することができる。また、法令に基づく場合、または次のいずれかの場合における仮名加工情報である個人データの開示・移転については、確認・記録義務は課されない。
 - 委託
 - 事業の承継
 - 共同利用
 - ③ 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係るデータ主体を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合し

てはならない。

- ④ 電話をかけ、信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置または電磁的方法を用いて送信し、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。その他、必要に応じて、基本規程第 16 条に定める安全管理措置を講じるものとする。
- ⑤ 法令に基づく場合を除くほか、個人情報でない仮名加工情報は、第三者に開示・移転してはならない。ただし、次のいずれかの場合については、開示・移転先は第三者には該当しないため、個人情報でない仮名加工情報を開示・移転することができる。
 - 委託
 - 事業の承継
 - 共同利用
- ⑥ 仮名加工情報である個人データの取扱いを委託する場合、委託先の監督を行う。
- ⑦ 仮名加工情報の処理に関し、データ主体は苦情を申し立てる権利を有する。
- ⑧ 仮名加工情報の元となる個人データまたは氏名と仮 ID の対応表のような削除情報等(個人データであるもの)については、本細則第 25 条及び第 26 条に定められる対応を行う。

【別表 9 匿名加工情報の取扱い】

本細則第 28 条第 1 項における匿名加工情報を取り扱う際の遵守事項

は、以下の通りである。

- ① 匿名加工情報を作成した場合、以下の項目を公表する。
 - (a) 当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目
 - (b) 当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の処理に関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な処理を確保するために必要な措置の内容
- ② 匿名加工情報を第三者へ開示・移転する場合、以下の対応を行う。
 - (a) 匿名加工情報の第三者への開示・移転は必要最小限とする。
 - (b) あらかじめ、第三者に開示・移転される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、及びその開示・移転の方法について公表するとともに、第三者に対して、開示・移転に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。